

令和8年度こどもの安心・安全対策支援事業補助金（障害福祉課）公募要領

1 事業概要

この補助金は、沖縄県内（那覇市を除く。）に所在する児童発達支援センター等の設置者が次の事業を行う場合、県の予算の範囲内でその経費を補助し、もってこどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

- (1) ICTを活用したこどもの見守り支援事業
- (2) 登降園管理システム支援事業
- (3) 性被害防止対策支援事業

2 通則

この補助金の交付については、こどもの安心・安全対策支援事業補助金（障害福祉課）交付要綱、児童虐待防止総合支援事業費国庫補助金交付要綱（令和5年10月27日付けこ支虐第170号こども家庭庁長官通知の別紙。以下「国交付要綱」という。）、障害児安全安心対策事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

3 補助対象事業者

(1) および(2)の事業

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援事業所

(3)の事業

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害児通所支援事業所
- ・ 障害児相談支援事業所

4 補助対象経費、基準額及び補助率

事業内容	補助対象経費	基準額及び補助率
(1) ICTを活用したこどもの見守り支援事業	ICTを活用したこどもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、導入費用 ※1 GPSやBLE ^(注) によりこどもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等のこどもの見守りに資する機器とする。 （注）Bluetooth Low Energy ※2 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合（機器の数が見守る児童数を超えている場合）及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。	・ 基準額 1 事業所あたり200千円 ・ 補助率 4 / 5

(2) 登降園管理システム支援事業	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、導入費用	・基準額 ① 端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円 ② 端末購入を行う場合、 1事業所あたり700千円 ・補助率 4 / 5
(3) 性被害防止対策支援事業	性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新のために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	・基準額 1事業所あたり100千円 ・補助率 3 / 4

5 補助対象期間

交付決定の日以降に着手し、令和8年12月31日までに導入完了（利用できる状態）すること。

6 申請方法、主なスケジュール等

- ・ 交付申請は、沖縄県電子申請システムで行ってください。

【沖縄県電子申請システム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6965

- ・ 必要な様式は、沖縄県ホームページからダウンロードしてください。

【沖縄県ホームページ】

<https://www.pref.okinawa.jp//kyoiku/shogai/fukushi/1007022/1034388/1040288.html>

- ・ 質問等がある場合は、8 問い合わせ先の担当者にメールで行ってください。
- ・ すべての金額は、原則、消費税抜額とします。

(1) 交付申請書の受付

【提出期間】

令和8年6月24日（水）～令和8年7月31日（金） 17時00分

※ 予算の上限に達し次第、提出期限を待たずに締め切ることがあります。

【提出書類】

- ① 第1号様式（交付申請書、総括表、事業所別個票）
- ② 見積書等の写し
- ③ 通帳の写し（表紙及び中面のカタカナ書き）
- ④ その他沖縄県から求めのあった資料

(2) 交付決定通知の送付

交付申請を審査後、令和8年9月7日頃から、順次送付する。

(3) 事業の実施（発注、納品、設置完了、代金支払等）

【事業期間】

交付決定の日～令和8年12月31日

(4) 実績報告書の提出

【提出期間（予定）】

令和9年1月4日（月）～令和9年1月29日（金）

【提出書類】

- ① 第5号様式（実績報告書、総括表、事業所別個票）
- ② 発注書等の写し
- ③ 納品書等の写し
- ④ 領収書等（又は口座振替明細等）の写し
- ⑤ 導入完了後の記録画像
- ⑥ その他沖縄県から求めのあった資料

(5) 補助金の確定通知の送付

実績報告を検査後、令和9年2月22日頃から、順次送付する。

(6) 補助金の請求

【提出期間】

確定通知の日以降

【提出書類】

- ① 第6号様式（補助金精算払請求書）

【入金予定】

令和9年3月31日（水）

7 留意事項等

- (1) 本補助金は、3 補助対象事業者を対象としたものであり、保育園等は対象になりません。
- (2) 本補助金は、県指定の事業所が対象となります。那覇市指定の事業所は、補助の有無も含めて、那覇市にお問い合わせください。
- (3) 既に発注等の購入手続きに着手している場合、補助の対象になりません。
- (4) 交付決定を受けた後であっても、令和8年12月31日までに導入完了できなかった（利用できる状態にできなかった）場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- (5) 審査の過程や結果に対するお問い合わせには一切応じかねますので、ご承知おきください。

8 問い合わせ先

沖縄県生活福祉部障害福祉課事業指導支援班 担当：上原（うえはら）

電話：098-866-2190 メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp

※ お問い合わせの際は、件名に「こどもの安心・安全対策支援事業補助金（障害福祉課）について」と入れてください。